

八王子市「授乳・おむつ替え用ベビーテント」等の借用にあたっての注意事項

【1. 貸出について】

- (1) 「授乳・おむつ替え用ベビーテント」「折りたたみ椅子」「おむつ交換シート」「PR用のぼり旗一式」「ランタン」「充電式扇風機」(以下、「ベビーテント及び関連用品」という。)の貸出を受けることができるイベントは、以下のとおりです。なお、いずれの場合も、ベビーテント及び関連用品の貸出しは、「授乳・おむつ替えスペース」設置の用途に限ります。

【貸出対象となるイベント】

地域の乳幼児親子がどなたでも参加できる市内イベントで、以下のいずれかの要件を満たすもの

- ① 市民活動団体・企業等が主催するイベントで、八王子市または八王子市教育委員会の後援を受けているもの
- ② 八王子市が主催及び共催するイベント
- ③ その他、貸出しの必要性が認められるイベント(ただし、特定の政治、思想又は宗教活動を目的とせず、法令及び公序良俗に反しないものに限る)

- (2) 貸出を申請する場合は、イベント主催者が、下記の期間中に「八王子市授乳・おむつ替え用ベビーテント等貸出申請書」(様式1)及び添付書類を提出してください。

提出先：八王子市役所4階子どものしあわせ課(郵送可)

| 対象となるイベント | 申請書の提出期間 |
|---|--------------------------|
| 八王子市または八王子市教育委員会の後援を受けているイベント 八王子市が主催または共催するイベント(上記(1)の①及び②) | 貸出を希望する日の <u>6か月前</u> から |
| 上記以外で、貸出しの必要性が認められるイベント(上記(1)の③) | 貸出を希望する日の <u>2か月前</u> から |

- (3) 貸出の承認を受け、借用する際は、八王子市役所4階子どものしあわせ課にて「授乳・おむつ替え用テント等貸出承認書」及び本人確認書類(別表「本人確認書類について」を参照)を提示し、承認書に記載されている「借用及び返却者」が直接受取りをしてください。(その際、使用方法についてのご案内をいたします。)

- (4) 本注意事項を遵守しない場合や、前借受者がテント等を破損、汚損、紛失し、テント等の貸出しが不可能となったときは、貸出承認を取り消す場合があります。その際、借受者及び当該イベントに損害が生じて、市は一切の責任を負いません。

【2. ご使用にあたって】

- (1) 承認を受けた内容以外での使用はしないでください。
- (2) 事故防止のため、テントの設営については、イベント本部の近く等、常に主催者の目が届く場所に設置してください。また、ウェイト等を使用し、適切な風対策を行ってください。その他、取扱説明書等に従い、適正に管理及び使用し、利用者の安心・安全への配慮をお願いいたします。
- (3) テントの運搬・管理等、設置に要する費用は、借受者の負担とします。
- (4) 第三者への権利の譲渡又は転貸しはしないでください。

【3. 返却について】

- (1) 使用後は、汚れをふき取った上で、八王子市役所4階子どもしあわせ課に返却をしてください。
その際、使用報告書を添付の上、破損・汚損等がないか、市の点検を受けてください。
- (2) あらかじめ定められた期限までに返却してください。

【4. 破損・汚損・紛失時及び損害について】

- (1) ベビーテント及び関連用品を破損、汚損、紛失したときは、速やかにその旨を市に報告し、原状に復するよう努めてください。
- (2) ベビーテント及び関連用品の借受け及び使用により、借受者及び当該イベントが被った損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。
- (3) ベビーテント及び関連用品の借受け及び使用により、借受者が市又は第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が確定した場合は、借受者は、その損害を賠償しなければなりません。